明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

二十五　前条第一項第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十六　当該市町村の業務に従事しようとする外国人が本邦に入国するために必要な新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十七　前条第一項第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十八　前条第一項第三十五号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

二十九　次によつて算定した額の合算額

イ　当該市町村が実施する原油価格高騰対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた消防費に係る測定単位の数値に、段階補正係数に密度補正Ⅰ係数及び普通態様補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）並びに単位費用を乗じて得た額に〇・〇〇一二を乗じて得た額

［削る］

三十　総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額に〇・五を乗じて得た額

項目	額
プラスチック使用製品廃棄物（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第二条第三項に規定するプラスチック使用製品廃棄物をいう。以下この号において同じ。）の分別収集物の質量（トン）	七九、〇〇〇円
プラスチック使用製品廃棄物の分別収集物のうち再商品化物の質量（トン）	六四、〇〇〇円

三十一　前条第一項第三十九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

6　平成三十年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。

一　前条第二項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　前条第二項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額

［削る］

二十五　前条第一項第三十三号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十六　当該市町村の業務に従事しようとする外国人が本邦に入国するために必要な新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十七　前条第一項第三十五号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十八　前条第一項第三十六号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

二十九　次によつて算定した額の合算額

イ　当該市町村が実施する原油価格高騰対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた消防費に係る測定単位の数値に、段階補正係数に密度補正Ⅰ係数及び普通態様補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）並びに単位費用を乗じて得た額に〇・〇〇六を乗じて得た額

三十　前条第一項第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額

三十一　総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額に〇・五を乗じて得た額

項目	額
プラスチック使用製品廃棄物（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第二条第三項に規定するプラスチック使用製品廃棄物をいう。以下この号において同じ。）の分別収集物の質量（トン）	七九、〇〇〇円
プラスチック使用製品廃棄物の分別収集物のうち再商品化物の質量（トン）	六一、〇〇〇円

［新設］

6　平成三十年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第二項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。この場合において、同項中「道府県」とあるのは「市町村」と、「〇・二」とあるのは「〇・五」と、「三分の七」とあるのは「六分の十一」と、「三分の八」とあるのは「三分の五」と読み替えるものとする。

［新設］

［新設］

7　平成三十年度から令和五年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第三項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。